

発行所  
日本赤十字  
新労働組合連合会  
略称「日赤新労」  
東京都港区西新橋3-14-5  
Tel 東京434 7080  
発行責任者  
山景 勇

# 日赤新労ニュース

- 綱 領
1. 吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
  2. 吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
  3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

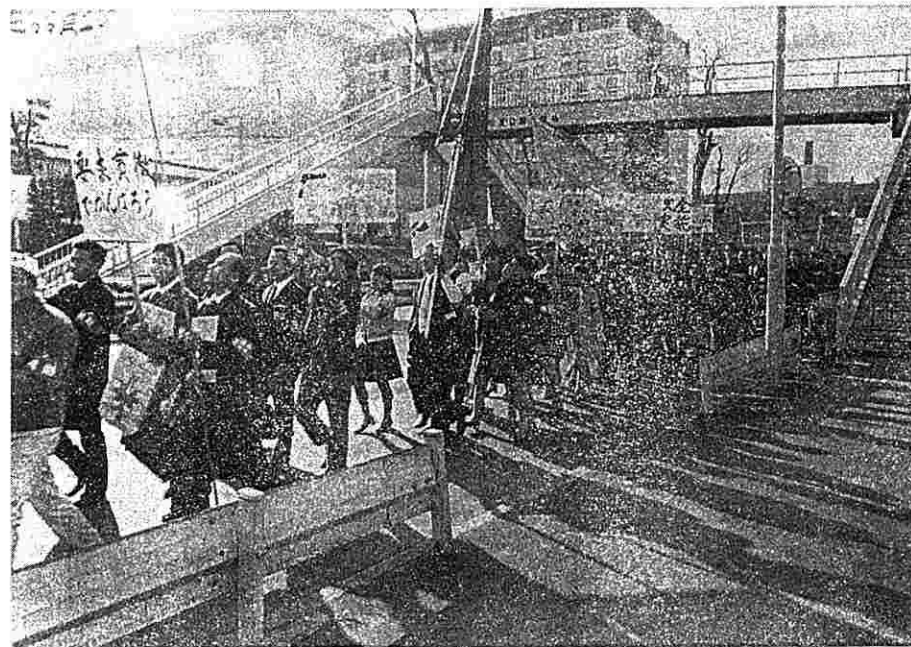
## 昭和四十四年度ベア斗争の焦点

ベア斗争盛り上げる！！



十一月二十七日、ベア総決起集会のため芝公園二十三号地に集結した全国各単組代表者達。

気魄に充ちたデモ行進。



組合旗、プラカードを押し立てて一人・勦完全実施」「要求貫徹」を繰り返しながら堂々本社に向って行進を続ける。

社長に面接決議文を読みあげる。



(決議文)

吾々日赤新労は、本年四月以来人事院勧告の完全実施を要求してきた。しかるに本社は医療費改定を理由として、実施時期の明確な回答を示さないまゝ今日に至った。吾々は本日悲壮な決意のもと、日赤新労全国総決起集会を開催し、その名に於て即刻人事院勧告を完全実施するよう再度要求する。

# ベア統一行動の一端

愛知県血液センター単組



胸章をつけて職場の空気を盛りあげる。

医療労働者の悲痛な訴えをアピールするため、道行く人にチラシをくばる組合員。



## 拡大中央委員会 開催

昭和四十四年十一月四日より  
十一月五日まで

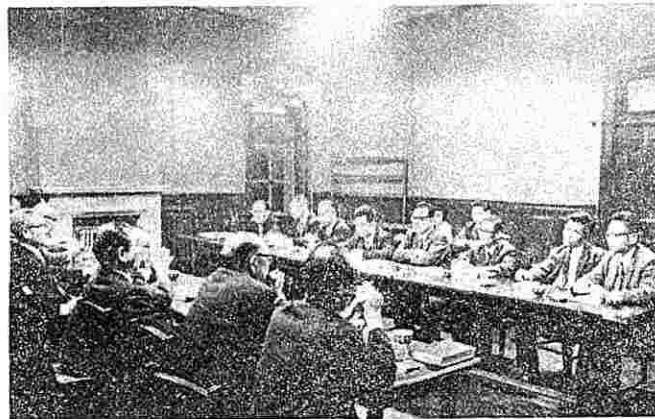
(於芝増上寺)



ベア斗争の重大時期を迎え、単組代表者を加えた、所謂拡大中央委員会が、ベア団交を中に挟み、東京港区芝増上寺に於て開催された。(詳細別記)

## 実施時期の回答を 迫る団体交渉

昭和四十四年十一月四日



44. 11. 4

拡大中央委員会に出席の代表中央委員と交え、十一月四日午後五時より、ベア団交が開催されたが、本社は「人勸の線に沿った内容とする」としながらも、実施時期については「五月実施は不可能に近い、困難である」と繰返すのみで進展を見なかった。

# 昭和四十四年度ベア斗争経過

- 四月十九日  
人事院勧告の完全実施の要求を本社に出す。
- 七月二十四日  
他労働団体から出された調停申請に対し、中労委の次のような調停案が出された。  
「春斗における大企業のベアが一五・六%であるので、これを基に労使で協議すること。実施については、医療費改定を前提として、八月実施が適当と考える」
- 八月十五日  
人事院勧告出る。
- 八月二十六日  
中央委員会開催(岐阜)  
(一)署名運動  
(二)ハガキ戦術  
(三)専従役員常駐  
(四)一人五〇〇円のカンパ
- 八月二十七日  
団体交渉  
人・勸か調停案か本社の態度ハッキリせず。
- 九月一日  
ベアに対する要請書発送  
(施設長、事務局長、院長、事務部長宛)
- 九月十六日  
労使協議会  
本社人・勸尊重の態度示す。
- 十月九日  
社長に面接署名簿提出  
(六、〇〇〇余名署名)
- 十月十六日  
団体交渉  
本社ベア五月実施を拒否す。

○十月二十日  
専従役員常駐スタート

○十一月四日～五日  
拡大中央委員会、増上寺)

(一)目標はあくまで人・物完全実施。  
(二)統一行動日を定め、リボン斗争、  
チラシ配布等を行う。

(三)新労全国総決起集会並びにデモ行  
進を決定する。

(四)交渉の結果によつては臨時大会を  
開き統一スト権を確立する。

(五)年末手当三四割十一律五、〇〇〇  
円の統一要求決定。

十一月四日

団体交渉

拡大中央委員会第一日の決定に基き  
出席の代表中央委員を交え、団交を  
行つたが、医療費の關係で実施期日  
の問題進展せず。

○十一月十四日

一・二〇日統一行動指令發送

(一)胸章斗争を一一・二〇日より実施  
すること。

(二)世論にアピールする(チラシの配  
布)

(三)職場集会を開くこと。

○十一月二十四日

団体交渉

(一)医療費改定未解決をタテにベ・ア  
実施時期回答せず。

(二)年末手当について非公式に三一割  
(十一律二、五〇〇円を示す。

○十一月二十七日

全国総決起集会開かる。つづいてデモ  
行進決行。

(チラシ配布、シユピレヒコールを  
行う)。

### 日赤労働者の悲痛な訴え

○日赤の給与は、国家公務員に準じています。

私達日赤職員の給与体系は、大体国家公務員の給与に準じた体系で行われてい  
ます。

この公務員給与が、民間企業にくらべ低いとして、人事院は、五月にさかのぼ  
つて引きあげるよう助言しました。

○体系は公務員並みでも、必ずしも公務員に準ずる必要はないと云う日赤本社  
医療費の改訂がなく赤字財政では賃上げもむづかしい。人事院勧告通りなども  
つてのほかとソツポをむき、患者さんの負担増となる医療費改定を唯一の武器  
として実施時期の引きのばしを策しています。

そして、過去数年來、公務員より、数ヶ月もおくられて実施しています。

○物価上昇は、私達だけを除外してはくれません。  
最近の諸物価の高騰は、私達の生活に容赦なく負いかぶさっています。

決して日赤職員だからと見逃してはくれません。

○私達にも生活権はある筈です。  
いかに日赤職員だからといつて、日赤博愛精神だけでは生活できません。

私達も同じ国民であり、普通の労働者です。  
人並みの生活をする権利はある筈です。人並の生活が維持されてこそ、私達医  
療従事者に真の医療奉仕ができるのです。

### 人並の生活と、よりよい医療奉仕を求めて

人事院勧告どおりの

要求を掲げて闘っています

私達は、看護婦さんなどの、人手不足の中にあつて、無理な労働を強いられながら  
可能な限り、患者さんのお世話をしています。

しかし、それにも限度があります。きびしい労働に、バタバタと倒る人があるから  
ですそして又、給与のい、他の病院や事業所に移つて行つてしまうからです。

こうした中にあつて、せめて人並の生活と、よりよい医療を護るため  
最低の、生活保障である、人事院勧告の完全実施を求めて闘っているのです。

どうか、皆さんの深い御理解と

暖い御支援を おねがいします

昭和四十四年十一月

### 日本赤十字新労働組合連合会

全員本社前庭に突入、社長に面会を、  
求め、決議文を手渡す。

○十二月四日

団体交渉

ベア実施について本社は回答時期を

○十二月二十二日

団体交渉

ベアに伴う諸手当等の改善要求に対

し、交渉した結果

了解事項

看護婦夜勤手当

一時間当り四十円 四十円

(PM十時～AM五時)

最低賃金

二万三千円 二万一千円

通勤手当改正時期

人・物通り 六月

(本社回答)

ベア実施時期に対して、あらゆる角度  
から検討したが、本年は、昨年より後退  
しないということ十月実施としたい。

(組合)

本社の、今の回答は絶対承知出来ぬ。  
吾々は、四月から多くの時間と、労力を  
費やしながらいよいよ交渉を続けてきて、  
そのような誠意のない回答では話になら  
ぬ。

もし、本社が少しでも吾々の意図する  
ところに歩み寄る考えがあれば、新労と  
しては「徹夜団交でも煮つめるよう考  
えるが」と要求を続けたが、これ以上進  
展がないものと判断。

交渉は打切った。

同日執行委員会

○本社交渉委員に、本部並びに全単組  
から抗議電報を打電する。

○リボン斗争を強化する。

○各単組共職場集会を実施する。

以上を決定して代表中央委員に、電話等  
により即時連絡する。

○一月十二日

団体交渉

(本社回答)

医療費改訂のない今日、各施設共経営  
的に非常に苦しいので前回の回答のおお  
り十月実施のベ・アで了承願ひ度い。

(組合)

医療費の改訂がない——だから十月実  
施だと云う本社の回答に対しては、新労  
としても前回のとをり絶対承知出来ぬ。

しかも医療費に關係のない、支部及び血  
液センターについては何月から実施する  
のか?

とにかく、本社の余りにも、ご都合主  
義な、職員不在の考え方に対し、新労と  
しても重大な決意をせざるを得ない。

本社は十月実施をゆずらずに団交を一方  
的に決裂と表明したため、吾々団交委員  
も勿論これに対し激しく本社の責任を追  
及し席を蹴つたのである。

○一月十五日

本社より深謝の意の連絡あり、十七日  
労使協議会の申し入れあり

○一月十七日

労使協議会

(本社回答)

新労の強い要望もあり、相当数の施設  
の反対もあるが、本社は、決断をもつて  
九月実施を断行する考えである。

しかし期末手当、その他の雑給を追給  
しない条件で九月実施とする施設が若干  
ある。これらの条件を附してもなお、給  
与改訂の遅れる施設も出るのではないか  
と現在検討中である。

但し、それらの施設についての、今後  
の交渉は本社としても応じたいと思つて  
いる。

同協議会終了後、四役会議の結果、中  
央委員会を急繰り上げて一月二十一日～  
二十二日開催すること決定した。

○一月二十一日

本社団交

中央委員全員本社にて待期、団交の合  
い間に本部からの経過説明により協議し  
た結果

日赤新労としては、尚不服ではある  
が、諸般の事情により止むを得ない。し  
かし今回の斗争により本社にかけた圧力  
を基に今後の新労の活動を有利に展開で  
きる。

以上のような判断により全員一致妥結  
と決定した。

# 第三回中央委員会開催

## 四十五年度運動方針大要決る。

### 激動の七〇年代を

### 大なる飛躍の時代とする

### することを決議す。



# 昭和四十五年度日赤新労運動方針(案)

吾々は一九七〇年代を大なる飛躍の時であると展望する。その飛躍の達成こそが日赤新労運動の完全制覇と、日赤の近代化の実現への道であり、ひいては、それが全国赤十字に働く者の労働と生活条件の改善につながるものである。

吾々日赤新労は、この七〇年代の第一歩に当る本年は、次の運動を推進し、七〇年代中央に向けて強固なる団結のもと、もり上る組合員の闘う意欲をぶつけ、真の幸せをかちとるべく邁進せねばならぬ。

日赤新労の力の結集そのもの、示すものであった。しかしながら、最近における異常なまでに高騰を続ける消費者物価や大きく遅れている老後保障その他の生活環境条件に強く圧迫され吾々の生活は新たな貧困と焦燥に追われているのである。

それが為にも吾々日赤新労は、全国赤十字の労働者の生活向上のためにも、この意を十分に理解せしめその力を向上して、本年こそ人事院勧告の完全実施を本社に踏み切らせるべくこの闘いを有利に開展せねばならない。

併せて本年は、吾々の賃金を可及的速みやかに賃金対策委員会を中心にして、先進諸国の赤十字に従事する労働者の賃金水準を検討し、更には国内賃金水準の引きあいに合せ、賃金体系をより近代化し、各種の賃金格差を是正しなくてはならない。

吾々が七〇年代中央に向けてこのような目標を掲げて闘いを進めてこそ、はじめて日赤新労者の生活を豊かで健康な明るいものにしてゆくことが出来ると考える。

七〇年代への日赤新労が、この長期計画を基に、労働者生活のビジョンとして描き出し新しい目標に向う為にも人勸の完全実施を本年は樹立せねばならぬのである。

日赤新労は将来への大巾賃上げの積み上げこそが吾々を新しい繁栄の未来へと飛躍せるものと信じ推進して行かねばならないのである。

その他賃金関係については、次の項を加え要求獲得に邁進せねばならぬ。  
〔特殊勤務手当の改善〕

〔期末手当要求貫徹〕  
〔看護婦確保手当の新設〕  
〔各施設間の給与のアンバラ是正〕  
〔住宅手当の獲得〕  
〔最低賃金の引きあげ〕  
〔昇格基準の改善〕  
〔総合予算の正しい運用〕

(2) 組織並びに教宣関係  
日赤新労が七〇年代における組織並びに教宣活動には、日赤に働く労働者の地位向上と民主的労働組合の在り方をしるす道標とならねばならぬ。

その為には、吾々は、吾々の正しい方針と具体的政策を示すと共に新労の基本路線に従い、魅力ある行動を展開することが躍進を促進させる基になるのである。

各単組はもとより、ブロックの活動強化をはかり、日赤新労の全体的、総合的な力が発揮できるよう努めねばならない。

このためにも本部は書記局の内部整備と強化をはかり、指導体制を確立せねばならぬ。

このような基調に立つて運営し日赤新労の活動強化をしてゆく。

(内部の強化)  
組織内部の統一強化は、ひとつづつに各単組並びにブロックの意志疎通融和をはかるのは勿論、教宣活動を主に中央委員の活動を増大し機能的な体制を確立することにある。

併せてこの活動を強化するためには、これを裏づける財政の確立が必要なのは言を俟たない。

そのためには、次の目標を実現するよう各単組は努力をせねばならない。  
一、各単組の構成組織人員と本部

に納入する人員数とを一致させる。

二、組織の拡大を計り、本部への納入人員数を増加させる。

三、長期的展望にたち日赤新労の活動基金の充実確立を計る。

以上のことを確立し乍ら日赤新労は、各単組並びにブロックを軸とし、連合体としての機能を更に強化し教宣面においても「日赤新労ニュース」の紙面を充実するため、取材、編集活動を積極的にし通信、投稿網をも拡充する。

(組織の拡大発展)  
組織の拡大発展については、吾々日赤新労が経済斗争第一主義に立つて今日迄築きあげてきた輝しい成果と、吾々の基本路線を広く知らしめながら拡大発展を強力に推進せねばならない。

そのためには、組織と教宣が互いに連絡を密にするのは勿論、単組、ブロックが一体となり

(1) あらゆるチャンスをとらえて日赤新労の方針と活動についてPRを広く赤十字職員に強化する。

(2) 昨年に引きつづき初歩的な学習会を未加入単組を含め実施してゆく。

(3) 各単組或いは各ブロック毎の創意工夫によつて本部と提携して、文化活動やレクリエーション活動を活発にし、各単組間の交流を高めると共に未加入単組未組織施設の職員への参加活動を積極的にする。

以上の活動を単組並にブロックは本部と密接な連絡をとりながらそれぞれの形態と必要に応じた関係を強化し組織の拡大に一体的に推進する。

(3) 年金制度並びに退職一時金の改善について

日赤新労が結成以来、年金制度の創設を主目標の一つとして掲げてきたが、吾々は七〇年代における全国赤十字の労働者の老後保障として今年度は之を確立せしめなくてはならない。

吾々は昨年各単組からの報告をもとに数理的根拠に基づき具体案を作成し、関係者に、日赤においても年金制度の確立が充分可能であることを知らしめ、制度の新設の実現をと本社交渉を重ねてきた。

しかしながら頑迷なる本社は財政難等を理由に応ぜぬ現状である。

吾々は吾々の老後保障なくして日赤の近代化はありえぬと確信し一日も早く年金制度の確立を計らねばならぬ。

併せて退職一時金の改善についても現行の二十五年五十ヶ月の支給では永年勤続者に対する貢献度をみても一〇年は延長し七〇ヶ月を獲得するべく努めねばならぬ。

(4) 福利厚生関係  
吾々は現状の赤十字内部の古い機構と職場環境を見つめるとき、日赤新労が七〇年代における明るい職場を作り出すことは民主的労働組合としての使命の一つであると云わねばならぬ。

そのためには全ての労働者、特に家庭をもつ婦人労働者をめぐる労働条件、職場環境を解決するための次の運動をつづけ、かちとらねばならない。

- (イ) 職員の健康、福利の確保、職場環境の格納。
- (ロ) 託児所、保育所の設置の促進並びに拡充。
- (ハ) 有給休暇の完全消化。
- (ニ) 看護婦不足の解消のPR運動の推進をはかり、夜勤制の確立。
- (ホ) 天トリ人事の廃止。